

第9回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成22年10月19日（火）午後7時00分～午後9時25分 田原市役所北庁舎300会議室

1. あいさつ

■会 長

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

2. 議 事

(1) 各主体による市民協働の取組状況（報告）

[資料1] 各主体の取組状況（委員連絡票）

(2) 市民協働まちづくり事業補助金について

[資料2] 市民協働まちづくり事業補助金のあり方について

[資料3] 平成22年度まちづくり事業補助金審査結果一覧表

[資料4] 補助金見直しガイドライン

[資料5] 平成23年度まちづくり事業補助金応募の手引き（案）

(3) 新規団体・人材養成活動支援制度について

[資料6] 新規団体・人材養成活動支援制度の状況について

[資料7] 新規団体・人材養成活動支援制度 応募の手引き（案）

(4) 市民提案型の委託制度について

[資料8] 提案型委託制度（テーマ提示・自由提案）の状況について

[資料9] 市民提案型委託事業応募要領（案）【テーマ提示型】

[資料10] 市民提案型委託事業応募要領（案）【自由テーマ型】

(5) 市民活動支援センターのあり方について

[資料1 1] 田原市民活動支援センター運営見直しについて

[資料1 2] 田原市社会福祉協議会ボランティアセンター概要

★当日配布

[資料1 3] 中核を担う団体への支援状況

★当日配布

(6) 協働のまちづくりに関する意見・提案

「市民協働まちづくり方針ポケット版2010」

3. そ の 他

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

(平成22年10月19日現在)

番号	職名	委員氏名	役職等	備考
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
2	(副会長) 委員	わたらい きよつぐ 渡会 清継	田原市総代会長	2号委員 (市民活動団体)
3	委員	ながた みよえ 永田 みよ江	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
5	委員	かこ ゆきこ 加子 幸子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
6	委員	いしかわ たくや 石川 卓哉	しみんのひろば運営委員	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	やまだ あきひろ 山田 晃寛	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	むらかみ ふくお 村上 福男	大久保自治会 (田原南部校区)	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	さかい おきむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
11	委員	なかむら ひさよ 中村 久世	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
12	委員	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
13	委員	なかがみ きょうぞう 中神 享三	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)
14	委員	ひこさか ゆうぞう 彦坂 雄三	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
15	委員	すぎaura ひろむ 杉浦 拡	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)

【事務局】

市民環境部 市民協働課	課長	渡邊澄子
	副主幹	鈴木嘉弘
	主任	渡會俊也・廣中有香・渡邊敏彦

各主体の取組状況 (委員連絡表)

連絡表No.	委員名		
連絡表1	永田	みよ江	委員
連絡表2	小澤	美穂子	委員
連絡表3	加子	幸子	委員
連絡表4	石川	卓哉	委員
連絡表5	渡会	清継	委員
連絡表6	山田	晃寛	委員
連絡表7	村上	福男	委員
連絡表8	酒井	修	委員
連絡表9	本多	智映子	委員
連絡表10	中村	久世	委員
連絡表11	平野	修一	委員
連絡表12	彦坂	雄三	委員
連絡表13	杉浦	拡	委員

委員連絡票 1

○市民等の取組として、今年度の取組状況（各主体のPR事業など）

送付年月日	平成22年10月 1日	氏名	永田 みよ江
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉			
市民等の取組み（市民活動団体・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）			
○地域自給プロジェクト(まちづくり事業補助金採択事業)			
40年前、小さな単位で自給されていた作物や食物を小さな単位で再現し、心の豊かさを地域の人とともに共有したいという思いで活動を始めた。			
初年度の今年は、サウキビからの黒砂糖と椿油を搾り、それを食用、化粧用にと考えている。また、環境と自給から11月には水質に関する学習会を開催する。			
○校区の役員へ協力とお願い、また、田原市の環境委員の経験者にもお願いし、少し範囲が広がった。若戸小学校長、教頭先生にもお願いしたところ、「4年生の授業で環境を考えている先生がみえるのでホタルのことで学校へ来ていただけますか」と言われた。思い切って足を踏み出すことが大切だと感じた。			
○田原市男女共同参画推進懇話会へ委員として参加している。9月に開催した第3回男女共同参画フェスティバルへ地域自給プロジェクトとして参加。来場者に実際に椿油を搾る体験をしていただいた。			
○しみんのひろば運営委員として、1月の開催に向けて月1回ペースで協議を重ねている。イベントの開催のためだけではなく、団体間交流、スキルアップなどについての可能性も探っている。			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

■その他意提案・意見交換

委員連絡票 2

○市民等の取組として、今年度の取組状況（各主体のPR 事業など）

送付年月日	平成22年10月 1日	氏名	小澤 美穂子
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民等の取組み（市民活動団体・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）</p> <hr/> <p>今年度、まちづくり事業補助金に採択された市民提案の取り組みの報告など</p> <p>「シェアスタート研究」事業については、毎月の理事会などで、多くの議論を重ねている。特に大阪府からのかなり膨大な研究結果報告書(冊子)を入手してから、方向性の再確認とシェアスタートの実践の現実化に向けての問題点などに議論が及んだ。</p> <p>豊橋・NPO まんまの取組みが、豊橋でのひとつの答えだとしても、田原市の子育ての実態を踏まえているかどうかは、まだ大いに検討する余地がある。</p> <p>現在、大阪府に勉強会開催の日程を確定していただくべく、問合せをしているが、シェアスタートの研究で大阪が得たものを共に考える機会を得る、ということに焦点を当てて進める予定。このテーマで大阪の研究に携わった研究者招致を多面的に考えていきたい。</p> <hr/> <p>このテーマを深めることになっている他の活動の報告など</p> <p>*「子育て支援」をテーマにした愛知県事業「子育てNPO」の立ち上げ企画のコーディネイト(田原市内の5団体による活動を相乗させる企画提案 ⇒ 不採用)</p> <p>*「子どもの心と体実行委員会」企画参加と、活動実践(協力・田原市生涯学習課)</p> <p>*「子育てネットワーク会議」メンバーとして会議参加(子育て支援課企画に協力)</p> <hr/>			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

<p>■その他意提案・意見交換</p> <p><図書館ボランティア支援事業の提案></p> <p>今年度から田原市図書館の館長が変更、図書館とボランティアとの連携に新たな提案があった。今まで図書館フレンズ田原を始め、図書館ボランティアグループを支援していたNPO たはら広場は、「リサイクルブックオフィス」運営事業(図書館・図書館フレンズ田原・NPO たはら広場の3者で8年間実行中の継続事業)はじめ、発展的な協働事業の可能性が感じられた。</p> <hr/>

委員連絡票 3

○市民等の取組として、今年度の取組状況（各主体のPR事業など）

送付年月日	平成22年10月 1日	氏名	加子 幸子
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民等の取組み（市民活動団体・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）</p>			
<p>指針その1 市民等の役割の実現</p>			
<p>(1) a) 「市民公益活動への参加」に関する取組として</p>			
<p>4月 市民協働まちづくり事業補助金公開審査会を傍聴(意見等、参考資料添付)</p>			
<p>5月 あつみNPOネットワーク参加団体等に公開審査会の報告と市民団体として、今後、必要な取組み姿勢について意見発表</p>			
<p>(1) b) 「行政活動への参加」に関する取組として</p>			
<p>8月 商工観光課 消費者生活講座 ライフプランと消費者として貸金業法や社会保障についてセミナー講師として参加</p>			
<p>9月 商工観光課 教育委員会 消費者教育 福江中学校・泉中学校3年生に授業</p>			
<p>指針その3 市民間協働の推進</p>			
<p>(1) a) 「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として</p>			
<p>市民協働まちづくり事業補助金、人材養成活動補助事業のPRと申請援助(1事業申請済み)</p>			
<p>(1) b) 「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として</p>			
<p>5月 市民活動を推進するために、人材育成事業を開催(あつみNPOネットワーク)、参加</p>			
<p>8月 あつみNPOネットワーク参加団体による事業補助金申請や今後の運営に必要なあり方について検討会開催</p>			
<p>10月 あつみNPOネットワーク、しみんのひろばとの協働による交流会を予定</p>			
<p>11月 自治会と協働による性の健康講座を開催予定(あつみNPOネットワーク・中山校区)</p>			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

<p>■その他意提案・意見交換</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

市民協働・活動の基軸

目的＝夢・理想

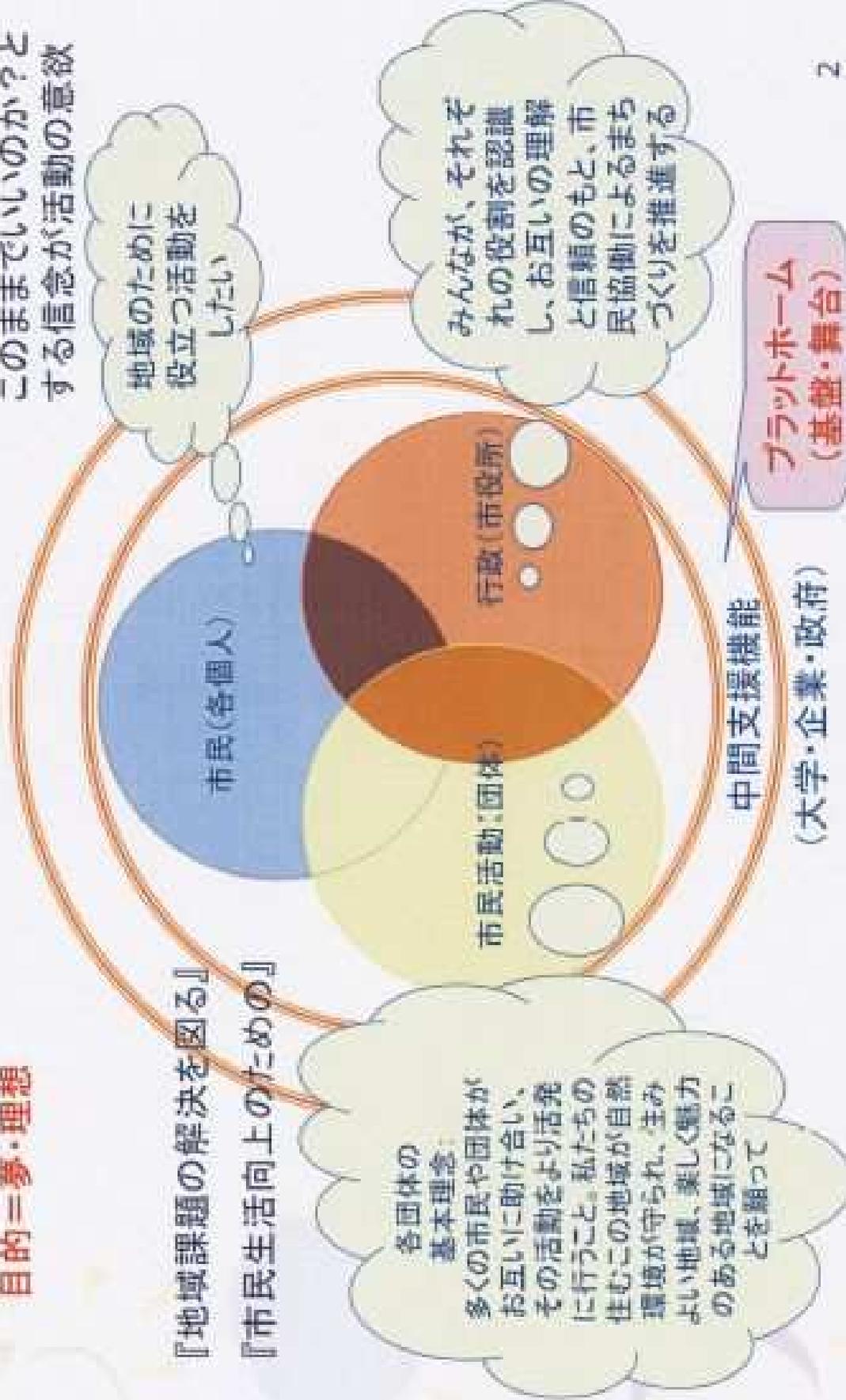
このままでいいのかわかると
する信念が活動の意欲

地域のために
役立つ活動を
したい

みんなが、それぞ
れの役割を認識
し、お互いの理解
と信頼のもと、市
民協働によるまち
づくりを推進する

『地域課題の解決を図る』
『市民生活向上のための』

各団体の
基本理念：
多くの市民や団体が
お互いに助け合い、
その活動をより活発
に行うこと。私たちの
住むこの地域が自然
環境が守られ、生み
よい地域、美しく魅力
のある地域になるこ
とを願って



審査会



評価項目
公益性
必要性
適時性
実現性
事業費の妥当性
効果の可能性
再現の可能性
自立継続性

- 専門性の追求は？
- 活動、企画のなかからニーズのある企画なのか？
- 企画のポイントに、誰に、どのように、得られる成果、趣旨があいまい？
- 費用計上に項目ごとに偏りがあるが、どのように考えているか？
- 企画の人数について、その根拠は何か？ 広く多くではない理由は？
- 実現可能なのか？（実際の企画に具体性がない！日時、内容が未定のため）
- 市民の多くに広報する方法は？
- 事業の展開方法は？
- 広く多くの市民に発展させる企画は？
- 参加者を多く広くするための方法は？ ターゲットは？
- 今後の発展計画は？
- 成果・効果（よろこび）を市民に伝える方法は？
- 費用に具体性が掛けているのでは？（見積もりなどで、より具体的に）
- 今年度新たに開始することは？



キーワード：ステップアップ、広がり、市民のニーズ、世間の風潮、傾向（子育て支援、介護、環境COP10を意識して？）

昨年と変化はない？ → 参加数の減少 → 責められる？ → 自治体から働きかける？

視点

あまり面識のない他人同士の間にも、共通の目標に向けて協働行動を促すことにより、社会の効率を高め、成長や開発、またその持続にとって有用に働く社会関係上の資源



自治体の視点

例)子育て支援の場合

安全に施設管理され、利用される市民の子育てや出産に対する悩みや不安が減少され、安心して地域生活を送ることができるサービスの展開



『公平性』の壁

自治体経営にからむ効果を自治体職員は気づくべきである。協働事業を通して、市民の視点で市民サービスを展開していくことが自治体経営の原点。NPOと自治体が同じテーブルにつき、互いに批判、非難するのではなく、地域課題の解決に向け、どう解決するかを話し合う場が保障された協働事業の重要性を認識

市民団体の視点

NPO(各団体)は、自分たちが潤うために行っているのではない。地域がいかに良くなるかである。

【思い】【地域性】だけでなく、公平性にたいする重要性を認識し自分たちの優位性をアピールする



委員連絡票 4

○市民活動団体等として、今年度の取組状況（各主体のPR事業などでも可）

送付年月日	平成22年10月 1日	氏名	石川 卓哉
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民活動団体の取組み（市民等・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）			
第4回「しみんのひろば」の開催に向けて、協議を重ねている。昨年までは、全体会議として、多くの団体で話し合いを行いながらイベントを作り上げてきたが、今年度は運営委員会方式(8団体)とし、少数で概要を決定し、決定事項を全体会議において報告している。			
【概要】			
第4回しみんのひろば			
開催日時：平成23年1月30日(日) 10:00～15:00 田原文化会館多目的ホールほか			
内容：講演会(講師：堀川1000人調査隊)			
パネル及びブース展示			
今回は、参加した団体にも何かを感じてもらいたいと考え、参加団体に講演を聞いてもらおうと、実際に市民活動がんばっている団体の講演を企画した。熱い思い、連携方法、活動の広がりなどが、今後の活動に参考になってくれればと思っている。			
10月より参加団体募集を開始、昨年度34団体の参加があったが、さらに多くの団体の参加を期待する。これまで参加の少なかった福祉関係の団体や体育協会、文化協会、JC、事業者の方々にも、ぜひ参加していただきたい。			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

■その他意提案・意見交換

委員連絡票 5

○地域コミュニティ団体として、今年度の取組状況。

送付年月日	平成22年10月8日	氏名	渡会 清継
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉</p>			
<p>指針その5 地域コミュニティ活動の振興</p>			
<p>(2)①a)「組織の見直し」に関する取組として</p>			
<p>○多くの市民が参加し、継続的に課題対応できる運営体制を実現するため、自治会や校区コミュニティ協議会の運営・活動について、田原市総代会の専門組織として昨年10月からコミュニティ研究会を設けて検討し、今年9月の段階で市長に中間報告を提出した。</p>			
<p>今後も、来年3月の報告に向けて、地域内の改善策、市への要望をとりまとめて行く。</p>			
<p>○全体で20ある校区のうち、昨年度から今年度にかけて約半数が組織を見直している。</p>			
<p>○市民協働まちづくり条例第18条に基づき、公平で民主的な運営をする地域コミュニティ団体として、今年10月までに12団体が市長からの認定を受けた。</p>			
<p>(2)②a)「加入・参加の拡大」、③a)「地域課題の対処」に関する取組として</p>			
<p>○校区まちづくり推進計画に基づき、地域課題の解消・地域内のコミュニティ形成を目指し、各種イベントなどを企画・開催している。</p>			
<p>【新規事業】 海岸清掃ふれあいイベント(高松・若戸・中山・亀山)、校区盆踊り(赤羽根) 校区防災体制確立(福江)、広報啓発(童浦) 等々</p>			
<p>(2)④a)「地域コミュニティ団体との連携」に関する取組として</p>			
<p>○校区内の自治会は、校区コミュニティ協議会活動を通じて連携している。</p>			
<p>○行政懇談会の共同開催により、隣接校区同士の情報交換を行なった。</p>			
<p>(2)④b)「地域の各種団体との連携」に関する取組として</p>			
<p>○校区コミュニティ協議会の各種活動は、地域内の各種団体と連携して実施している。</p>			
<p>○5月館長・主事会議において、NPOの活動について情報提供した。</p>			
<p>(2)⑤a)「意見の把握」、⑤b)「意見の集約・代表」に関する取組として</p>			
<p>○自治会を中心に、日頃から行政施策や地域課題住民意見を把握する体制をとっている。</p>			
<p>○住民意見を集約し、校区総代会や行政懇談会などで、市への要望・提案を行っている。</p>			

委員連絡票 6

○市民活動団体等として、今年度の取組状況（各主体のPR事業などでも可）

送付年月日	平成22年10月 8日	氏名	山田 晃寛
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民活動団体の取組み（市民等・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）			
○青少年育成事業			
日時:7月31日(土)～8月1日(日)			
事業名:第27回ちびっこ道場「地産知食」～渥美半島、感謝の心でいただきます！～			
会場:サンテパークたはら、野田市民館、渥美半島全域			
【事業内容】			
我々が、様々な恩恵や地域の歴史・文化を次世代に伝えることで、子ども達が郷土への誇り・愛着を育むことを目的とします。子どもたちが、現在の自分たちの生活には、様々な人の努力や苦勞があることを知り、感じることで、周りへの感謝の心が芽生えることを願い事業を企画しました。			
事業当日は、田原市内の小学生75名、ボランティアスタッフ18名にご参加を頂き、自然・文化そして先人達の恩恵を学び、そして様々な人たちの関わり、繋がりの大切さを実感したことで、子ども達の心の中には感謝の心の一端が芽生えたと思います。			
○まちづくり事業			
日時:9月26日(日)			
事業名:渥美半島探訪記 ～魅力再発見、より美しい半島ライフが見えてくる～			
会場:伊良湖休暇村			
【事業内容】			
この先、子の代、孫の代までずっとこの地域に住み続けて欲しいと思います。その為には、自分達の地域の歴史・文化を身近に感じるのはもちろんのこと、今まで気が付かなかった地域の魅力、知らなかった地域の歴史を再認識し、より郷土に愛着と誇りを持ってほしいと願い企画しました。			
事業当日は、市民の皆様60名のご参加を頂き、渥美半島で古来、栄えていました製塩体験をおこない、渥美半島の郷土について学び、船の上から視点を変えて郷土の歴史、文化、風土について学びました。日常生活で見落としがちな田原市について再発見ができたと思います。			

委員連絡票 7

○地域コミュニティ団体として、今年度の取組状況。

送付年月日	平成22年10月12日	氏名	村上 福男
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉			
大久保芳寿会（老人会）活動の取組みについて			
1. 会の概要			
(1) 会員 184名(対象448名) 南部地区在住の60歳以上の者			
(2) 役員 8名(各組1名)			
(3) 活動日数：年間 役員47日、会員15日くらい。			
(4) 主たる活動			
花壇の管理、スポーツ活動、健康活動、親睦旅行、芸能活動、奉仕活動、市、区の行事への参加等			
(5) 会員の減少問題に対する対応			
2. 会員の減少問題をどうするか			
脱会理由が、役員になると出役日数が多く仕事ができない。本年度役員会で会員の増加について、次のことを話し合った。			
(1) 80歳以上は名誉会員として年会費を免除する。			
(2) 対象者にふれあい活動(芳寿会活動)の必要性を説明し入会を勧める。			
(3) みんなの意見を聞き、魅力ある活動計画を作成する。			
(4) 活動(作業)は役員だけでなく、できるだけ大勢で行う。			
(5) その他。			
3. 組織(芳寿会)の必要性について			
田原市では、平成21年度、147の老人会が、平成22年度は127と減少した。組織の解散理由は別にして残念なことである。			
地域において、ふれあい活動は防災、防犯、交通、福祉、結婚問題などで重要なこと、婦人会、青年会、中老会が無くなり、隣近所の付き合いも希薄となる。			
このことは老人会だけの問題でなく、田原市全体の問題として考え行動するべきである。			

委員連絡票 8

○市民活動団体等として、今年度の取組状況（各主体のPR事業などでも可）

送付年月日	平成22年10月 1日	氏名	酒井 修
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民活動団体の取組み（市民等・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）			
＜田原市ボランティア連絡協議会＞（加盟団体26・個人29名）			
①平成22年度総会（22団体・82名参加）			
5月15日（土）13:30～15:30 福祉センター3階大会議室			
1号～6号議案（活動・会計報告、役員改選、活動・予算計画案）全会一致で承認			
②総会記念講演会「これからの地域福祉」—ボランティアとNPO活動—			
講師：山崎 道生 氏 静岡県藤枝市民生委員・NPO 法人きづなの会			
講演概要…高校教員から海外青年協力隊・中国大学講師の経験からの貴重な体験談 長年にわたる民生児童委員活動での体験と問題点（個人情報保護の壁） ボランティアとNPOの活動形態の違い（一過性と継続性）			
③平成22年度研修会（18団体・41名参加）			
9月18日（土）13:30～15:30 福祉センター3階大会議室			
テーマ「ボランティア活動PRと会員確保」講演後グループ討議			
・ボランティアHP参加とPR・市福祉施策の活用支援・新会員確保			
講師：中西 秀一 氏 田原市社会福祉協議会主事			
講演概要…—ボランティア活動の活性化— 3種のシートを使用し、初心者とのコミュニケーション例、サークル課題解決法・新会員確保に必要な事。			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

■その他意提案・意見交換

1. 単年度での活動について

・事業によって、多年度にわたる活動があり、効果においても2年後、3年後に現れる活動に複数年の継続活動の配慮がほしい。

・予算において、当初の計画で進んでいるかを中間で見込みをチェックしてほしい。

2. 活動（たつぷくヘルパーボランティア）において、市民からの提案が多く寄せられる傾向にある。中には、市施策にないもの、公平性にそぐわない活動でも、この事業として活用できるのか？

委員連絡票 9

○市民活動団体等として、今年度の取組状況（各主体のPR事業などでも可）

送付年月日	平成22年 9月27日	氏名	本多 智映子
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民活動団体の取組み（市民等・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）</p>			
<p>本年度も例年通り 4月 春の市民茶会（池ノ原会館）</p>			
<p>5月 春の文協まつり（田原会場・渥美会場）</p>			
<p>6月 一日研修旅行（奈良）</p>			
<p>7月 県文連東三河部芸能大会（豊橋市）</p>			
<p>10月 田原市文化祭（田原会場・渥美会場）</p>			
<p>11月 愛知県民茶会（田原文化会館ほか）</p>			
<p>12月 反省会（華山会館）</p>			
<p>その他、「たはら文化」発行、文化教室開催、理事会・常任委員会・役員会等を開催</p>			
<p>なんといっても本年度の最大の事業は、28年ぶりに田原市で開催される「愛知県民茶会」です。</p>			
<p>愛知県下、11市より13席の茶会が執り行われます。</p>			
<p>前回の茶会を知る者も少なく、手探り状態ですが、8月28日に田原市県民茶会を立ち上げ各方面に力添えをお願いいたしました。また、田原市からも応援をいただき、会員一同、感謝いたしますと共に、田原市にお越しになられた方々に来てよかったと言われるよう、頑張っています。ぜひ皆様のお力をお貸しくださいますようお願い申し上げます。</p>			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

<p>■その他意提案・意見交換</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

委員連絡票 10

○市民活動団体等として、今年度の取組状況（各主体のPR事業などでも可）

送付年月日	平成22年10月 7日	氏名	中村 久世
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 市民活動団体の取組み（市民等・コミュニティ団体・事業者・行政との連携など）			
<p>かつて各町で行われていた「町民体育祭」を統合・継承し、田原市では毎年秋に「スポーツギネス大会」（10/10開催）および「スポーツフェスティバル」（各協会委託）を開催している。</p> <p>ギネス大会は、市民に少しでもスポーツに親しんでもらおうと、市体育指導委員、地域スポーツ推進員の協力を得ながら、気軽に体を動かすといった性格の種目で行っている。</p> <p>田原市・市教委・市体協の主催（共催）事業でありながら、例年参加者が少ない。3者が連携をとりながら、参加者の増に向けて呼びかけの強化をしたい。</p> <p>体協の各競技協会も多く協力している。しかし、トライアスロンや市民まつりへの市当局の協力体制を見ていると、スポーツギネス大会、スポーツフェスティバルにも、もう少し市教委からの働きかけがあるとありがたい。</p> <p>「スポーツフェスティバル」は、現在、約半分の競技が終了している。内容は大会形式のため、体協会員のみでの参加が大勢となっている。一般市民が参加できる大会であるため、今後大会のあり方を工夫する必要がある。</p> <p>体育協会の主催事業として「田原市陸上競技選手権大会」があり、今年も8月に白谷海浜公園陸上競技場で開催した。この大会は、さまざまな課題を乗り越え、かつての渥美郡陸上競技選手権大会（弓場杯）を継承したものである。関係各位の協力により、今後も継続・発展させたい。</p> <p>この事業・大会の歴史を考えれば、もう少し市当局の協力をいただきたい。体育協会と中小体連と連携・協力しながら課題を抱えながら開催していることを理解し、協力いただきたい。</p>			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

■その他意提案・意見交換

委員連絡票 12

○市の機関（田原市議会）として、今年度の取組状況（進捗状況等）

送付年月日	平成22年 9月17日	氏名	彦坂 雄三
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉 田原市議会の取組（情報提供・市民活動団体・コミュニティ団体・事業者との連携など）</p>			
<p>○田原市議会では、年4回の「議会だより」の発行をしている。定例会・臨時会の概要、委員会の審査状況等をお知らせしている。また、市議会のHPを活用して、議会の役割・組織の紹介、定例会等の会議録を掲載し情報提供を行っている。（継続中）</p>			
<p>○開かれた議会、市民に分かりやすく親しまれる議会を目指し、本会議の一般質問等をケーブルテレビ「ティーズ」にて生中継している。（継続中）</p>			
<p>○各議員は、個々に地域コミュニティ団体や市民活動団体の会合に参加し、市民等のニーズの把握及び情報提供に努めている。（継続中）</p>			
<p>○議会では、市民活動団体との意見交換を行ったり、地域コミュニティ団体の取組について、地域の議員が事例報告を行い意見交換するなどの取組を行っている。（継続中）</p>			
<p>○田原市議会としてプロジェクトチームを設置し、新たな取り組みとして議会基本条例や議会による事務事業評価の実施について検討を重ねている。 議会基本条例は、プロジェクトチームが素案をまとめて、議会で報告を行い、その後、議会運営委員会で検討していく段階となった。議会による事務事業評価を現在しており、評価結果が出たら公表する予定となっている。</p>			

2. その他提案・意見交換の際、取り上げてほしい議題等

<p>■その他意提案・意見交換</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

委員連絡票 13

○田原市として、今年度の取組状況（進捗状況等）

送付年月日	平成22年 10月 1日	氏名	杉浦 拡
<p>■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉</p>			
<p>田原市の取組（情報提供・市民活動団体・コミュニティ団体・事業者との連携など）</p>			
<p>○新規団体・人材養成活動補助金</p>			
<p>今年度より、新たに2つの補助制度の運用を開始。</p>			
<p>「新規団体活動補助金」「人材養成活動補助金」を創設し、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としている。</p>			
<p>○市民提案型委託制度</p>			
<p>市民協働まちづくり方針 指針その2行政活動における協働のあり方「市民等からの提案による協働事業」の実現に向け、提案型委託制度の運用を開始。</p>			
<p>行政が実施すべき性質の市民サービスや管理業務などについて、市民活動団体と効率的な事業を提案した団体が委託契約を結ぶ制度で、市民協働により事業実施することにより、高い効果やコスト低減が期待され、市民サービスの向上を目的としている。</p>			
<p>○校区まちづくり計画推進奨励金</p>			
<p>平成18年に各校区において策定された「校区まちづくり推進計画」の目標等の実現を促進するため奨励金を創設。</p>			
<p>校区コミュニティ協議会が主催する、推進計画に位置づけられた自主的な活動に対して奨励金を交付することにより、校区の目指す将来像の実現に向けた積極的な活動を期待する。</p>			
<p>○泉校区公共交通利用促進協議会</p>			
<p>泉校区八王子地区の公共交通空白地帯の解消を目指し、平成20年度にぐるりんバスの実証運行を実施。利用実績が運行基準を満たすことができなかった。これに伴い、平成21年4月に校区コミュニティ協議会からなる「泉校区公共交通利用促進協議会」が設立。市と協働で地域の実情に合った公共交通のあり方について、1年をかけて検討を行いながら、地域住民、各種団体のニーズにあった計画を作成した。10月1日より、ジャンボタクシーによる「八王子線（いずみ号）」として実証運行を開始した。今後は、本格運行へ向け、利用状況を踏まえ、地域との更なる連携をとりながら利用促進を図っていく。</p>			

市民協働まちづくり事業補助制度のあり方について

補助制度の問題点を把握するため、本年度の補助金採択団体との意見交換を実施し、その結果を踏まえ、平成23年度の補助制度の骨子を定める。

1. 意見交換会の実施内容

- 対象団体 平成22年度まちづくり補助金採択団体 10団体
- 実施期間 7月～10月上旬
- テーマ 「制度の周知」「申請の時期」「公開審査会」「事業報告」「その他」

2. 意見交換の概要

(1) 補助制度の周知方法

- (主な意見)
- ① 体育館、文化会館、市民館でも周知をすべき。趣味の団体やバドミントンクラブ、写真クラブが行う教室など、社会教育的な団体にも周知が必要と思う。
 - ② 団体独自の判断で、補助申請は無理とあきらめている団体もいる。多くの団体への呼びかけが必要である。
 - ③ 東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」への掲載

- 【市の見解】
- ア) 募集は、広報たはら、市ホームページ、ケーブルテレビ市政番組、新聞、チラシのほか、しみのひろば等の市民活動団体が集まる場所において実施している。
 - イ) 応募件数は平成21年度12件（うち1件辞退）、平成22年度10件、昨年からの継続団体が6団体の状況となっている。新規の申請団体の拡大が課題と感じているため、地域コミュニティや社会教育団体等への周知も図りたい。

(2) 提案募集の時期

- (主な意見)
- ① 交付決定日が応募時期に把握（予定）できれ計画が組みやすい。
 - ② 募集時期を遅らせても、事業の詳細が決まるとは限らない。活動する側にとっては交付決定の時期が重要と考える。補助金が戴けるかどうかで規模・内容が異なり、詳細を詰める際に不安感がある。募集時期は3月から4月で問題はない。
 - ③ 積算内訳の明確化の指導があった。税金を使っているの、しっかりとした予算を立てる必要があることは理解できるが、行政とは違い年度当初から事業内容を詳細に決めることは不可能である。
 - ④ 企業等の助成金のように遡りの交付決定が可能であればありがたい。6月頃の募集として、4月に遡りの交付決定となれば、詳細な事業計画、事業費積算内訳を求めて当然である。
 - ⑤ 4月に交付決定をという声があるが、団体を補助する制度ではないので、交付決定の時期は特に問題ないのではないか。
 - ⑥ 3月が年度の締め。翌年度事業も決まっている。今年度のスケジュールで問題ない。各団体とも年間計画を立てるべき。思いつきの事業実施では団体として成長しない。
 - ⑦ 団体が本当にやりたい事業であれば、1年前から講師とコンタクトを取っている。応募の時期に講師が決まっているのは当たり前のこと。

- 【市の見解】
- ア) 今年度、申請のあった事業において、イベントの日時、場所、講師などが決定していない事業（団体）が複数あった。また、事業費の積算が甘く、交付申請の際、具体的な内訳を記載してもらった。

- イ) 審査員は、応募団体からの企画書、プレゼン内容で「実現の可能性」「事業費の妥当性」「発展の可能性」などを審査する。事業の日時、講師の決定、積算根拠が明確でない提案事業では審査に支障をきたす。
- ウ) 多くの団体は今年度のスケジュールを支持しているが、協働会議で審査員を選定するため、審査会前に協働会議を開催し、審査員を選任する必要がある。しかし、4月中旬の協働会議開催の場合、各団体が前年の取組み、当年度の施策整理を3月末までに行わなければならないと、実態として対応できない。
したがって、審査員選任は第8回会議で会長指名に決定しているため、応募状況を確認の上、会長が選任すれば、4月に審査会、5月上旬交付決定が可能となる。
- エ) 詳細な事業計画・積算根拠を作成した貰うため、二次募集(追加募集)を検討する。事業によっては季節性もあり、追加募集を9月から10月頃に募集することにより、秋以降の事業を予定している団体は3月時点に比べ、詳細な事業計画が提案できる。

(3) 公開審査会について

- (主な意見)
- ① 審査員にNPO関係者がいなかった。実際に企画書を作成する人が審査をすべき。
 - ② ひとつも質問をしなかった審査員がいた。
 - ③ 審査会、報告会はプレッシャーを感じる。追求しすぎの質問もあり問い詰められている感じがある。
 - ④ 福祉系の事業を提案する団体が有利と感じた。
 - ⑤ 審査員の発言が他の審査員の評価へ影響するのではないかと感じた。
 - ⑥ 審査会は落とすものではなく、こんなやり方もあるというようなフォローするような場であってほしい。
 - ⑦ 採点の公表はどこが悪かったのだろうと悩む。ホームページには順位も掲載されている。可能であれば公表しないでほしい。申請する立場からすると悩んでしまう。次年度の申請の重荷になる。
 - ⑧ 採点の低い評価項目を反省し、次回に生かすようにしたい。
 - ⑨ 審査員からの質問は、実際にやっている、やろうとしている事業なので、何を聞かれても大丈夫。思いつきの事業を提案する団体にとっては、審査員の質問が厳しいと感じるかもしれない。
 - ⑩ 厳しい質問もあったが、税金から支出する助成金制度であり、当たり前なこと。
 - ⑪ 審査員は、たくさん質問をしてほしい。自分たちが気づかない見方があることを気づかせてくれる。大変ありがたかった。
 - ⑫ 審査会は必要ない。書類審査のみでよい。申請、審査会、報告会、実績報告など手続きが多く、費用対効果を考えるとなくしたほうがよい。

- 【市の見解】
- ア) 審査員は協働会議委員からの選出であり、それぞれ市民活動を行っている。また、本制度は市民活動団体を評価するのではなく、提案された事業を評価することから、NPOのみの目線で審査するよりも、各種団体の目線で審査することができる。NPOに特化した方でなくてもよいと考える。
 - イ) 市民への説明のために提案事業、審査会、審査点数、成果報告会を公開・公表している。採点は、評価項目ごとの評価を次年度の申請に生かしてほしい。
 - ウ) 審査員の質疑を厳しい質問と感じる団体がある一方で、気づきの場となったという意見もあった。事業に広がりを持たせ、多くの人を巻き込むという点で、応募団体の考えが及ばなかった面を気づかせてくれる場になっている。
 - エ) 審査員からの指摘内容が考慮された事業計画を立案できなければ、3年間経過後にこの補助制度から担当課ごとの常設型補助制度に展開することは困難と考える。
 - オ) 審査会のプレゼンテーションは団体の負担になる面もあるが、多くの市民に自らの活動を理解して貰うためには不可欠な能力と考える。また、この補助金は同一事業の申請が3年までとなっており、それ以降に各種助成制度に申請する場合の企画書作成、プレゼン能力を向上させておくことは有益と考える。

(4)事業報告会について

- (主な意見) ① 提案を審査した審査員から質疑をもらい、事業成果に対する講評をもらえば、次年度の申請の参考になると思う。
- ② 採択団体が事業成果を報告するための重要な場面であり、活動を発信するよい機会と捉えている。もっとPRして多くの市民に聞いて貰いたい。
- ③ 聴講者は申請団体関係者に限られたと思う。しみんのひろばに参加している団体に案内し、報告会を聞いてもらい、補助事業への応募のきっかけになればよいと思う。

- 【市の見解】** ア) 報告会は補助事業を市民に理解して貰う重要な場と考えている。開催手法、場所、日時等を検討して、より多くの方に聞いてもらえるような報告会としたい。
- イ) 昨年度は協働会議の委員にも案内した。会場全体からの質疑としたが、活発な意見交換が行われた。講評は審査員を代表して市民環境部長が行った。

(5)その他意見について

- (主な意見) ① この地域の多くの団体は、都会の団体のように自立できないと思う。補助率のアップが必要と感じる。
- ② 補助率1/2、自己資金を50%となると厳しいが、お金がないのであれば活動をしなければよい。制度に不満があるなら申請をしなければよい。行政は団体にへりくだる必要はない。お互いのできる範囲で補い合う関係でよい。
- ③ 補助率は事業費の半分を出してくれるだけであり難い。補助率のアップよりも3年限定の枠を外し、採択事業であれば引き続き助成をして欲しい。
- ④ 同一事業で3年を経過すると本補助制度申請の資格を失う。採択されているこの時期に参加者を増やしたい。またどのようにしたら担当課において事業化してもらえるかを考えながら活動したい。
- ⑤ 講師謝礼が高いと指摘されたが、クオリティの高い講師は高くなる。市民活動価格があるかもしれないが、それぞれ値引き交渉を行っていると思う。補助率が1/2であることから、団体の持ち出しにも関わってくる。
- ⑥ 講師謝礼の上限など、なるべく縛りは少ないほうがよい。それが通らないのであれば審査で落とせばよいこと。
- ⑦ 講師謝礼の交渉は、何度も足を運び、自分たちの熱意を理解してもらうことが必要。
- ⑧ 事業開始後、中間チェックや相談に乗ってもらえる体制を希望する。
- ⑨ 本制度は、他の制度に比べ透明性が高すぎる。すべてを公表しなくてもよい。

- 【市の見解】** ア) 補助率アップの要望があるが、補助金ガイドラン、他の制度との整合性から1/2としてきた。また、今年度より新規団体活動補助制度を創設し、新規団体の初期活動には小額ではあるが100%補助制度の運用を開始している。
- イ) 同一事業の申請は3年間までとなるが、その後、市担当課で助成が必要な公益性の高い事業と判断された場合、個別の補助制度が設けられる。今後、各担当課に公開審査会・成果報告会への出席を求め、常設型補助制度移行を検討する仕組みを整えたい。また、必要に応じて応募団体と担当部署との意見交換をする場を設けたい。
- ウ) 総事業費のうち講師謝礼が高い割合を占めている事業もあったが、それぞれ値引き交渉を行っており、また補助残額を自己資金より支出していることもあり、当面、報償費(謝礼)への上限は設定しないが、申請件数・内容に応じて今後検討する。
- エ) 今回実施した意見交換会のような場を設け、相談を受ける体制を整える。
- オ) 本制度は、提案された事業計画等を公表している。公表することにより、市民活動団体の活動PR、信頼性の向上を図っている。併せて、次に申請を考えている団体の手本にもなる。申請書の書き方、事業規模など参考にして、補助制度への申請が増えることを期待している。

3. 平成23年度の補助制度骨子（案）

- ① 対象活動 ○変更なし（これまで支援されていない市民公益活動）
- ② 予算総額 ○変更なし（補助金合計200万円） ※予算編成にて確定する。
- ③ 補助額 ○変更なし（補助金上限20万円）
- ④ 補助率 ○変更なし（対象事業費の2分の1以内）
- ⑤ 募集時期 ○変更なし（平成23年3月1日～4月8日）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に追加募集を実施する。
- ⑥ 選考方法 ○変更なし（公開審査会：4月下旬）
※追加募集の場合は、公開審査を10月に実施する。
- ⑦ 交付決定 ○変更なし（5月上旬～）
※追加募集の場合は、公開審査終了後に交付決定する。
- ⑧ 事業報告 ○変更なし（平成24年3月）
※追加募集の採択事業も合わせて報告する。

- ・現在、市は補助金見直しガイドラインの見直しを検討しているが、平成23年度は現行のガイドラインに沿った制度運用が求められている。
- ・まちづくり事業補助金は、創設2年目であり、運用を重ねる中で意見・提案等に対して、ガイドライン、他制度との整合性を踏まえ、可能な範囲で柔軟な制度改正を行う。
- ・今年度は10団体からの応募があり、補助要望額1,223千円、交付決定額1,178千円となっていることから、平成23年度は10件の応募を見込み補助総額を2,000千円とする。

平成22年度市民協働まちづくり事業補助金採択事業一覧表

No.	団体名	代表者名	事業名	事業概要	補助要望額	交付決定額	平均点
1	特定非営利活動法人うたた	中根 昌子	『あっちこっちde アトリエ・カーグ展』	障がいの有無を問わない、アトリエカーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000円	114,000円	35.2
2	里山保全山遊里	本多 稔	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動として、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・公園等へ設置、樹名版設置、きのこ菌打ちなど、里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	105,000円	105,000円	39.4
3	環境ボランティアサークル 亀の子隊	鈴木 吉春	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	体験的学習「海の環境を学ぶ会」、クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、いろいろなどところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」など、「きれいな海を守りたいという心を広げる」ための活動。	200,000円	200,000円	42.4
4	特定非営利活動法人 渥美虹の会	北原 初代	福祉啓発事業	和太鼓を通して、親子で発表をすることで、障害児・者の自信につながり、生き生きと暮らすことを目指す。障害の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	130,000円	130,000円	35
5	地域自給プロジェクト	永田 雅信	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験作りイベントの開催。遊休農地の活用、砂糖の搾りかすは肥料へ。昔の知恵を現代に生かし、次世代に繋げ「暮らしの豊かさの実感」体験する。パンフレットの作成。	75,000円	30,000円	27.8
6	あつみNPOネットワーク	森下 静子	「NPO人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動を行っている人から、中学生、高校生、一般市民を巻き込んだセミナー、座談会、ワークショップ、講演会の開催。	200,000円	200,000円	34
7	「共生のまち」田原市を考える会	野口 雅由	第2回「共生のまち」田原を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000円	151,000円	33.6
8	特定非営利活動法人 たはら広場	平野 晴康	シュアスタート研究講座～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000円	88,000円	36.6
9	たっぷくヘルパーボランティア	酒井 修	認知症サポート講習会地域開催ツアー	各中学校、コミュニティにて、出張講習会(やわらかく「認知症を知ろう)を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる。各校区総代、民生委員、自治会へ協力を依頼。	100,000円	100,000円	43.2
10	特定非営利活動法人 渥美半島ハイキングクラブ	鈴木 一敏	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾いin【あつみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や観光事業として期待する。	60,000円	60,000円	20
					1,223,000円	1,178,000円	

補助金見直しガイドライン

平成 19 年 3 月
総務部行政改革推進室
財務部 財政課

第 1 見直しの経緯

1 現状

補助金の見直しについては、毎年予算編成時にその必要性等を精査しているところですが、公益性の捉え方、行政との役割分担、補助率の考え方等がまちまちであることから、市として統一された補助制度となっていないため、その実効性が十分機能されたものになっていません。

また、補助金交付が 10 年以上の長期にわたっているものが 4 割以上を占め、既得権化し、補助団体の自立を阻害しているものも見受けられます。

《参考 1：平成 18 年度当初予算における補助金の件数・金額》

一般会計	135 件	2,293,240 千円
公共下水道事業特別会計	2 件	2,861 千円
農業集落排水事業特別会計	2 件	1,954 千円
合 計	139 件	2,298,055 千円

《参考 2：平成 19 年度当初予算における補助金の件数・金額》

一般会計	130 件	2,962,743 千円	(対 18 年度予算)
公共下水道事業特別会計	2 件	2,926 千円	(+669,503 千円)
農業集落排水事業特別会計	2 件	1,840 千円	(+65 千円)
合 計	134 件	2,967,509 千円	(-114 千円)
			(+669,454 千円)

2 行政改革への取り組み

本市は、平成 15 年 8 月、平成 17 年 10 月と 2 度の合併を契機として、行政の効率的な運営と質的向上を図るため、田原市行政改革推進委員会における答申を踏まえ、平成 18 年 3 月に行政改革大綱を策定し、改革を進めているところです。

このうち、補助金の整理・合理化については、平成 20 年度までに行うこととしており、本ガイドラインは、その一環をなすものです。

《田原市の行政改革推進に関する答申（平成 18 年 2 月 9 日：抄）》

6 財源の適正配分と受益者負担の導入

(1) 補助金の整理合理化

補助金の交付に際しては、事業の必要性及びその効果を十分見極める必要があることから、すべての補助金に対し、見直しを進めるべきである。

なお、見直しに当たっては、次の点に配慮すること。

- ① 交付年限を明らかにすること。継続の必要がある補助金については、交付年限の満了時ごとに十分な検討を行う必要があること。
- ② 事業報告書を十分精査する仕組みを設け、不適切な用途を見逃すことのないようにすること。
- ③ 補助金の創設には、既存の補助金の廃止を前提とした、いわゆる「スクラップアンドビルド」の考え方を徹底すること。

第 2 現行の補助金制度における課題

補助金交付にあたっては、田原市補助金交付要綱に基づき、それぞれ個別の補助金に関する要綱、要領を制定し、申請、実績報告などの事務手続きを行うこととしていますが、補助金の創設、廃止及び縮減する場合においては、これまで明確な基準となるものがなく、また、

予算査定等の場では、時間的な制約のため十分な検討がされにくいのが現状です。

一方、一度予算化されると、補助対象事業(実績)の効果測定を行わないまま、長年にわたり継続して交付される事例や不適切な経費が含まれる場合も見受けられます。

補助金の財源は、広く市民からの税金等で賄われていることから、市として今後、より効率的な執行や経済社会情勢に合致しない補助金の廃止等に留意していく必要があります。

以上のことを踏まえ、これまでの補助金制度に関しての問題点や課題を整理すると次のとおりです。

- 1 定額(率)補助が長期化・既得権化しているものが多く、経済社会情勢が変化するなかにあって公平性が失われつつあること。
- 2 補助対象団体において補助金依存体質が高まり、会費徴収などの自助努力が希薄化しているものがあること。
- 3 補助対象団体に多額の繰越金や剰余金が認められる事例があること。
- 4 行政側において、補助金の交付をもって事業目的が達成されたとして、補助金の使途が真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがちであること。
- 5 行政側が補助対象団体の事務局を長期にわたり担っていること。

第3 補助金見直し方針

1 見直しの視点

補助金はその時々々の公益上の必要から創設されましたが、昨今の経済社会情勢の変化の中で、その必要性の度合いも変化しています。このため、補助金を引き続き交付していくことについて、その必要性や公益性を再評価し、定期的な見直しを行う仕組みが必要となっています。

これらにより、恒常的に交付している補助金、すでに目的を達成している補助金、縮小・廃止・統合等が可能な補助金等について見直しを進めることで、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効活用を図っていくこととします。

また、事業内容について、公益性の度合い、市民ニーズへの適合、さらに使途の適切性の観点から、補助内容等全般にわたる見直しを行うことにより、単に補助金の削減だけでなく、適正でより効果的な補助制度としていきます。

2 見直しにあたっての重点項目

(1) 事業費補助金への移行

補助金は、本来事業費を対象に交付されるべきであり、事業費補助を原則とした見直しを行います。

したがって、団体運営費補助金は、補助対象範囲を明確にしたうえで、事業費補助金化を図ることとします。

ただし、「市民協働」に向けたパートナー育成の観点から、団体の設立時などの初期段階において、運営基盤が脆弱である場合については、団体運営費補助金を交付するものとします。

なお、事業費補助金、団体運営費補助のいずれにおいても、交付にあたっては、真に行政による資金的支援が必要かどうか判断していくものとします。

(2) 補助率の上限の設定

補助金は、補助対象事業の公益性に着目して、市が事業実施主体に対し補完的に交付するものであることから、補助率は真に止むを得ない場合を除き2分の1を上限とします。

(3) 終期の設定

補助金の交付が長期間にわたる場合、既得権化等の様々な課題が生じてきます。そのため、見直しを適宜行い、また、その弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。

したがって、新たに補助金を交付する場合には、必ず終期を設定するものとし、原則として3年以内とします。

なお、3年経過後も継続して補助金交付の必要が認められる場合に対処するため、その継続・廃止等見直しのための判断基準を定めることとします。

(4) 実績報告書等における確認

実績報告書(実績報告書に添付される事業実績書、収支計算書その他事業の実施に関する資料を含む。)の審査にあたっては、次の点について確認し、若しくは、明らかにしたうえで、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うとともに、当該実績報告書は、補助金の額の確定時に財政課の合議を経るものとし、

- ① 事業の進捗(完了)状況
- ② 事業効果(当該事務事業における成果の達成度)
- ③ 使途の妥当性
(確認を要する経費の例)
 - ・慶弔費
 - ・食糧費の内容
 - ・視察旅行
 - ・その他公金を原資とするには不相当とされるもの
- ④ 決算剰余金(翌年度繰越金)
- ⑤ 会費・協賛金の徴収の有無及び補助対象団体の収入に占める割合

3 補助金の見直しに関する基準

本市における補助金制度のあるべき姿を具体化していくための基準を次のとおり定めます。

なお、この基準は、事務事業評価における評価の基準として反映させるとともに、予算要求時(担当課)及び予算査定時(財政課)における判断資料として活用するものとし、

(1) 補助金見直し基準(交付後3年を経過した補助金の継続判断基準)【別表1】

補助金の交付にあたって終期を3年としましたが、引き続き補助金を交付することが適当な場合等も想定されることから、【別表1】により3年ごとの予算要求時に見直しを行い、補助金の継続、廃止等を判断するものとし、(ガイドライン策定後の最初の見直しは、平成20年度予算に係る全ての補助金を対象とし、以後3年ごとに見直すものとし、)。

なお、随時の見直しを否定するものではありません。

(2) 補助金審査基準【別表2】

地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることとされています(地方自治法第232条の2)。この場合における公益上必要があるかどうかの判断は、客観的に行われ、かつ、十分な妥当性を持ったものでなければなりません。

このため、【別表2】により毎年度、補助金交付(審査)時に担当課によるチェックを行い、随時の見直しに資するものとし、

【別表 1】 補助金見直し基準（交付後 3 年経過した補助金に関する判断基準）

対応	補助金に対する評価等	見直しの手法等
継 続	①法令等により実施が義務付けられている	①補助対象経費の精査
	②国・県補助金対象事業のうち、市の負担が義務付けられている	①補助対象経費の精査 ②国・県補助制度の廃止時に市補助制度を廃止
	③他市町との協議により、市の負担額が決定しているもの	①補助対象経費の精査
	④【別表 2】 補助金審査基準に適合しており、かつ、引き続き補助の必要があるもの	①補助対象経費の精査
廃 止 ・ 縮 小 等	①団体運営経費に対する補助に該当するもの	①補助対象経費の精査 ②事業費補助への転換
	②補助目的が達成されたもの	①廃止
	③経済社会情勢の変化により、事業効果が薄れたもの	①廃止 ②縮小
	④長期にわたる補助金のうち、事業目的が曖昧となり補助効果が乏しくなったもの	①廃止 ②縮小
	⑤【別表 2】 補助金審査基準に適合しないもの	①廃止 ②縮小
費 目 変 更	①補助金としての支出になじまないもの	①補助対象経費の精査 ②委託費、報償費等への変更
統 廃 合	①補助の必要は認められるものの類似の補助等（委託等の支出を含む。）があるため、整理統合により一層効果があがるもの	①補助対象経費の精査

【別表2】補助金審査基準

項目	視点	交付にあたっての審査基準
判断 指 針	妥当性	①補助対象事業は、次に該当するものであるか ・ 現在の社会情勢に適応している ・ 公益性が高い
	公平性	①補助対象事業は、次に該当するものであるか ・ 公金を充てることに市民の理解が得られている ・ 最終受益者が広範囲にわたる
	効率性	①補助金を交付することで、補助対象事業の効果増が期待できるか ・ 実際に効果が上がっているか ・ 効果増が期待できない程度の零細補助かどうか
	有効性	①補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか ・ 補助金を交付しない場合、目的は達成されないか ・ すでに目的は達成されているか
補助 対象 事業 経 費	対象事業	①事業に対する補助金か ②団体運営補助は、設立当初の運営基盤が脆弱なために育成を図る必要があるものか ③補助対象経費に次の経費が含まれていないか ・ 慶弔費等交際費にかかるもの ・ 懇親会経費等食糧費にかかるもの ・ 事業と直接関連のない視察旅行にかかる経費 ④決算剰余金(翌年度繰越金)が過大でないか ⑤会費徴収・協賛金の受入等、事業運営にあたり自助努力をしているか
	補助単価	①補助率は2分の1以下となっているか ※2分の1を超える場合、その理由が真に止むを得ない場合であり、市民の理解を得るものであるか
交付 期間	終期	①単独補助金は、3年以内の終期を設定しているか 又は 設定したか ②国・県補助金の上乗せ補助であったもので、国・県の補助制度が終了していないか

(案)

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成23年度】

《 応募の手引き 》

応募期間

平成23年3月1日(火) ~ 4月 8日(金)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年3月26日条例第1号）第19条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

(1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

(2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

(対象17分野)

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 5 環境の保全を図る事業
- 6 災害救援活動事業
- 7 地域安全活動事業
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 9 国際協力の活動事業
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 11 子どもの健全育成を図る事業
- 12 情報化社会の発展を図る事業
- 13 科学技術の振興を図る事業
- 14 経済活動の活性化を図る事業
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 16 消費者の保護を図る事業
- 17 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成24年2月末までに完了しない事業
- (11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不相当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（4月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不行執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要な専門家(相談、指導など)及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。
 - (1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1
補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。
 - (2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。
 - (3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。
 - (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。
 - (1) 書類審査
 - ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。
 - (2) 公開審査
 - ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
 - ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
 - ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
 - ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
 - ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
 - ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か 	10点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか 	10点
連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか 	5点
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか 	5点
事業費の妥当性	<p>事業費積算の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか) 	5点
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか 	5点
実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか) 	5点
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資金調達 노력をしているか (寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか 	5点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

・補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（3月1日から4月8日まで）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に追加募集を行います。
- 2 制度説明会（平成23年3月開催）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（4月中旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（4月下旬）…（審査会委員）
※追加募集の場合は、公開審査を10月に実施します。
- 5 審査結果の通知（市から通知）（5月上旬）
- 6 交付申請書の提出（採択された場合の本申請）（5月上旬～中旬）
- 7 交付決定の通知（5月中旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（事業完了後20日以内）
- 11 事業報告会（3月中）
- 12 交付の確定の通知（3月下旬）
- 13 交付請求書の提出（3月下旬）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

※申し込みは、直接持参を基本としますが、メール、郵送、ファクシミリ可とします。
この場合、市民協働課が申請を受付けた時点で、受領確認の連絡を入れさせていただきます。連絡先等を明記していただき、受領の確認がない場合は、申請者から市民協働課まで問合せください。

新規団体・人材養成活動補助制度の状況

平成 22 年度に創設した新規団体活動補助金及び人材養成活動補助金の状況を報告する。

1. 補助制度の目的

新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的とする。

(1) 新規団体活動補助金

- 仲間を募って新たに始めようとする市民公益活動の経費を支援するもので、活動初期の取り組みを支援する制度。他の補助制度とのバランスを見て、少額ながら全額補助し、市民活動を始めるきっかけづくりとなることを期待する。

(2) 人材養成活動補助金

- 市民活動団体の活動を担う人材の知識・技術などの養成経費を支援するもので、団体構成員のスキルアップを目的とする支援制度。他の補助制度とのバランスを見て、旅費や受講料の一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率 1 / 2 で支援することにより、市民公益活動の進展を期待する。

2. 補助制度の実績

(1) 補助制度 P R (H22 年 5 月～)

- ・ 5 月 15 日 広報たはら 5 月 15 日号に掲載
- ・ 5 月 18 日 市ホームページに掲載
- ・ 7 月 14 日 しみんのひろば全体会において制度お知らせ配布
- ・ 10 月 15 日 広報たはら 10 月 15 日号に掲載

(2) 応募実績 (H22 年 9 月末時点)

① 新規団体活動補助金 (募集期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 23 年 1 月 31 日)

- ・ 応募実績 = 1 団体
 - ・ 補助金交付決定額 30,000 円
- ※補助予算枠 50 万円

② 人材養成活動補助金 (募集期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 23 年 2 月 10 日)

- ・ 応募団体 = 3 団体
 - ・ 補助金交付決定額 30,260 円
- ※補助予算枠 50 万円

(3) 選考方法

審査手続きを簡素化 (市の関係課で一定要件を満たしていることを確認)、年間を通じて交付決定できるようにし、市民活動の担い手づくりを応援できるようにした。

- 【審査手順】
- ① 対象事業であるか、団体要件は整っているかなどの申請要件を確認
 - ② 市役所関係課で、既存の補助制度の有無、市の施策との適合性などを確認
 - ③ 上記確認後、対象経費等が本制度に適合すると認める場合は補助対象として交付決定

※応募団体の状況

【新規団体活動補助】

	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	東友クラブ (平成21年8月設立)	蔵王団地、健康、福祉の増進	高齢者とともに外出も減り、引きこもりがちな生活者を誘い、楽しく生きがいのある生活が射止めるような場として、健康体操、手芸、映画会、講演会を行い地域住民の絆を深める。	43千円	30千円(上限)

【人材養成活動補助】

	団体名	受講講座等名	会場等	事業費	交付決定額
1	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成22年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修(5日間)	あいち健康プラザ	16,700円	16,700円
2	NPO法人 渥美半島ハイキングクラブ	1%支援フォーラム 2010@一宮市	一宮市地場産業ファッションセンター	4,040円	4,020円
3	NPO法人 ピースハウス	平成22年度愛知県サービス管理責任者研修(3日間)	ウィルホール・愛知県白壁庁舎	9,540円	9,540円

3. 課題・展望等

(1) 課題

- ① 本年度スタートの事業として、4月の協働会議で方針を示し、5月から周知、6月から募集を開始した。9月末時点では、新規団体活動・人材養成活動あわせて4件の応募が留まっている。PR不足により、制度が周知されていない。
- ② 人材養成活動補助金は団体に周知できるが、新規団体活動補助金の場合は、新たに立ち上がる団体を把握することは難しく、個別に制度を紹介することができない。

(2) 展望

- ① 制度の周知を図るため、チラシの作成、市民活動支援センターからの情報発信など、制度のPRに努める。
- ② 新規団体活動補助金を活用した団体は、まちづくり事業補助金の成果報告会への出席を義務付けており、次年度、まちづくり事業補助金の活用を促したい。
- ③ 人材養成活動補助金を活用した団体が提出する実績報告書および活動計画書は、市ホームページで公開することとなる。実際に活用した団体の成果等を参考にすることにより、新たな申請を期待する。
- ④ 昨年度開催の第7回の協働会議において、補助金採択団体、協働会議委員の意見により創設した制度であり、平成23年度も継続して制度運用をしていく。
- ⑤ 平成23年度の本制度の予算を、新規団体活動補助金に10団体からの応募を見込み30万円、人材養成活動補助金に10件の応募を見込み30万円、計60万円とする。

(案)

新規団体・人材養成活動支援制度

【平成23年度】

《 応募の手引き 》

応募期間

【新規団体活動支援】 平成23年3月21日 ～平成24年 1月31日必着

【人材養成活動支援】 平成23年3月21日 ～平成24年 2月10日必着

田原市市民環境部市民協働課

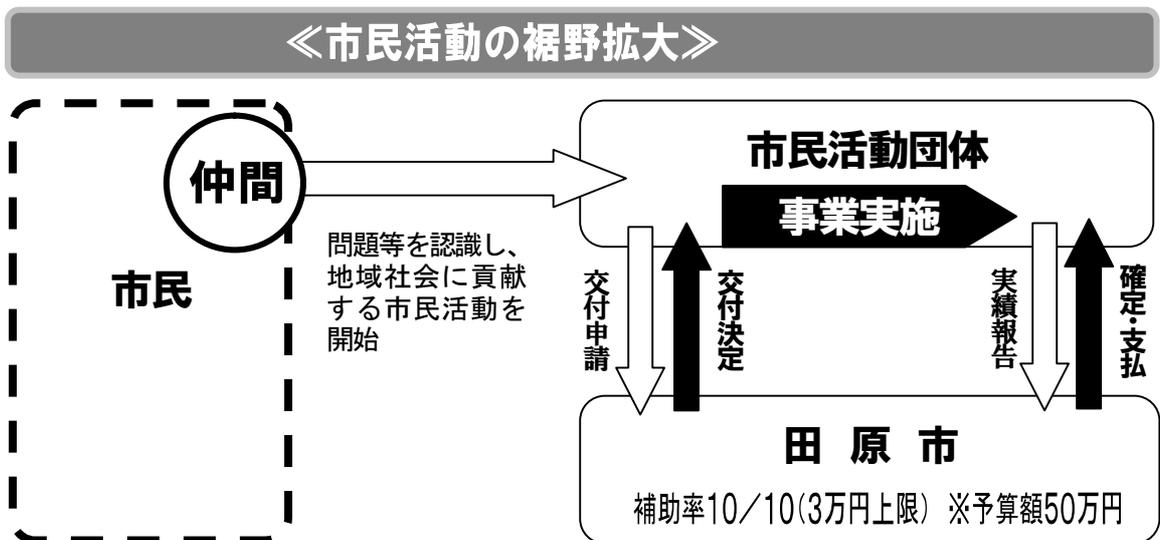
1. 目的

この制度は、新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としています。

2. 事業概要

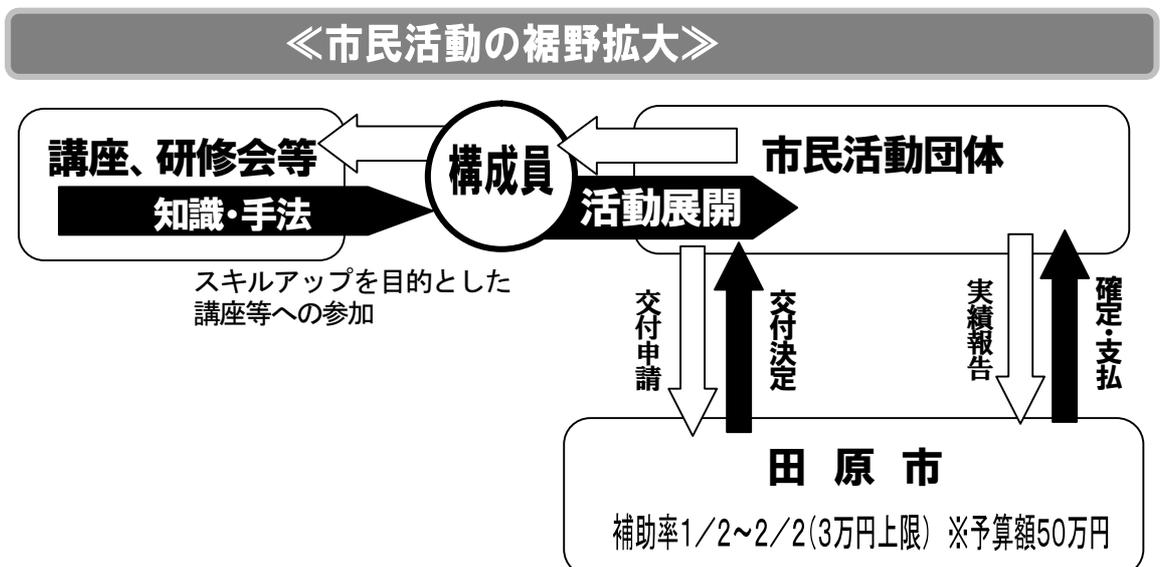
A 新規団体活動補助金

- 市民が新たに仲間を集って始めようとする活動の経費を支援します。
- 市民協働まちづくり事業補助金との関係から、少額経費（事務用品・会議・PR経費などを想定）を対象とし、全額補助します。



B 人材養成活動補助金

- 市民活動団体の活動を担う人材の技術等養成経費を支援します。
- 団体会員が、知識・手法等を習得する講習等の受講経費を対象とし、一部補助します。



3. 各補助制度の内容

A 新規団体活動補助金

《1》対象事業及び事業の分野

対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業
- (2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

【対象17分野】

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 5 環境の保全を図る事業
- 6 災害救援活動事業
- 7 地域安全活動事業
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 9 国際協力の活動事業
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 11 子どもの健全育成を図る事業
- 12 情報化社会の発展を図る事業
- 13 科学技術の振興を図る事業
- 14 経済活動の活性化を図る事業
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 16 消費者の保護を図る事業
- 17 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

《2》対象外の事業

対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業

- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成24年2月末までに完了しない事業
- (11) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

《3》応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 平成22年4月以降に設立した市民活動団体 ※その年度に満2年に満たない団体
- (3) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (4) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (5) 過去に本制度の補助金を受けていない団体
- (6) 市民協働まちづくり事業補助制度の補助金を受けていない団体
- (7) まちづくり事業補助金事業報告会（3月）に出席できる団体

※応募できない団体 …… 応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

《4》対象経費

項 目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
人 件 費	事業開催のために臨時に必要となる会員以外の人員への賃金	団体構成員に対する人件費や謝礼
報 償 費	講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等、団体構成員への謝礼金
旅 費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食 糧 費	外部講師の食事代、会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需 用 費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の需要費 1万円以上の物品
役 務 費	切手代や宅配便等の通信運搬費、事業開催時にかかる損害保険料等	対象事業以外の役務費
委 託 料	団体構成員では行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託費用
使用料・賃借料	対象事業のための会場等使用料、機材の借上料	対象事業以外の使用料
備 品 購 入 費		
そ の 他 経 費	その他市長が認める経費	その他市長が社会通念上適切でない と認めた経費

《5》交付額・受付

補助金の交付額は、予算の範囲内で先着順に交付します。(平成23年度：30万円)

- (1) 補助金額は、1事業につき上限3万円 補助率10/10
- (2) 1団体、1回限りの交付とします。
- (3) 応募受付は、募集開始の日から翌年の1月末まで随時行います。ただし、予算が終了した場合は、募集期間であっても、途中で応募受付を締め切ります。

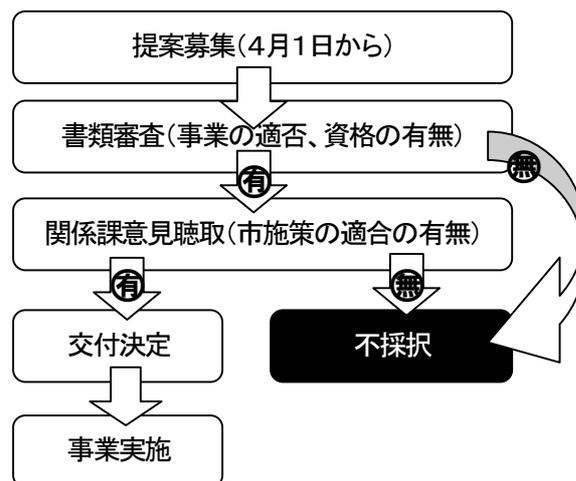
《6》選考方法

補助金の交付決定は、団体から提出された申請書(企画書)等の書類審査により決定します。

【審査手順】

- ①対象事業であるか、団体要件は整っているかなどの申請要件を確認します。
- ②次に、市役所関係課で、既存補助制度の有無、市の施策との適合性など確認します。
- ③以上の確認の後、事業予算(対象経費)等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約2週間を予定します。

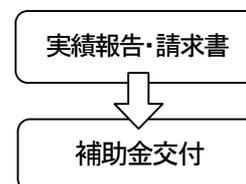


《7》実績報告・支払い

事業完了後、20日以内に実績報告書(事業内容・支出明細・証拠書類を含む)を提出していただきます。

市民協働まちづくり事業補助金事業報告会において、まちづくり事業補助金の成果報告と併せて、補助事業の概要を報告しますので、報告会には必ず出席していただきます。

補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。



B 人材養成活動補助金

《1》対象の活動

専門知識・手法等を習得する講座・研修会等（以下、「講座等」）で、市民公益活動の推進に有効であると市が認めるもので、次の条件に適合するものを対象とします。

- (1) 平成23年度内に受講を完了できる講座等
- (2) 所属する市民活動団体の活動に直接反映できる講座等

開始の14日前までに申請され、平成24年2月末までに終了の講座等とします。
※特別な事情がある場合、3月中の講座も可能とする（実績報告は3月末期限）。

《2》対象外の活動

次の活動は対象外とします。

- (1) 利益追及を目的とした資格取得のための講座等
- (2) 受講者個人のみが利益を受けることが想定される講座等
- (3) 直接的に所属する団体の市民公益活動への反映が期待できない講座等
- (4) 市の他の制度で支援が受けられる講座等

《3》応募の要件

応募資格は、平成23年4月1日現在で田原市内の市民活動団体（5人以上で構成する団体）に所属している者とし、団体（代表者）が申請します。

講座等の受講後に、市民活動団体の設立または加入が確実な場合に限り、個人の申請を可能とします。

応募できない団体は、新規団体活動補助金と同じです。（3ページ参照）

《4》対象経費

○ 補助対象となる経費とその補助率は、次のとおりです。

経費区分	対象となる経費とその補助率
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ◆講座等の受講に要する旅費にかかる交通費（公共交通機関に限る）、宿泊費等 ◆田原市職員等の旅費に関する条例及び規則に準じて算出する交通費、宿泊費等（日当を除く）の額とする。
	補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の受講に要する交通費のうち1回当たり4,000円までの実費は全額補助とし、4,000円を超える費用は補助率1/2とする。 ・宿泊費は、講座等を受講するのに必要不可欠な場合に限り補助対象とするが、補助率1/2（補助額6,000円上限）とする。
需用費・負担金	<ul style="list-style-type: none"> ◆講座等の受講に直接必要なテキスト代等、講座受講料は実費額とする。 ※昼食代、懇親会等の飲食代は対象外とする。
	補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の受講料（開催要領等記載）は、3,000円までの実費は全額補助とし、3,000円を超える費用は補助率1/2とする。
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆講座等の受講に必要な不可欠なその他経費で、特に市長が認める経費。
	補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の経費で特に市長が認める経費は、全額補助する。

《5》交付額・交付等

補助金の交付額は予算の範囲内で先着順に交付します。(平成23年度：30万円)

- (1) 補助金額は、1事業につき上限3万円 補助率は、上記《4》対象経費の表のとおり
- (2) 1団体あたり年間2人以内、1人回の交付とします。
- (3) 応募受付は、募集開始の日(平成22年度は6月1日)から翌年の2月10日まで随時行います。
ただし、予算が終了した場合は、募集期間であっても、途中で応募受付を締め切ります。

※連続講座で全講座受講が条件のものは、全講座受講で1回とする。

※同一講座への参加は、同一団体から1人のみとする。

※同一講座において、市内の複数の団体が参加を希望する場合、参加人数(補助金交付団体)を制限する場合あり。

《6》選考方法

補助金の交付決定は、団体より提出された申請書(企画書)等の書類審査により決定します。

【審査手順】

- ①対象の活動であるか、応募は整っているかなどの申請要件を確認します。
- ②次に、市役所関係課で、他の支援制度の適応等を確認します。
- ③以上の確認の後、事業予算(対象経費)等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約2週間を予定します。

《7》実績報告・支払い

活動終了後(講座等受講後)、20日以内の実績報告として、受講報告書(講座等内容・支出明細・証拠書類を含む)及び活動計画書を提出していただきます。

※実績報告書及び活動計画書は、市のホームページなどで公開します。

補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504 FAX 0531-23-0180

Email:kyoudou@city.tahara.aichi.jp

提案型委託(テーマ提示・自由提案)制度の状況

平成22年度に創設したテーマ提案型委託制度、自由テーマ型委託制度の状況を報告する。

1. 提案型委託制度の目的

市民提案型委託制度は、市が実施すべき市民サービスや管理業務などについて、少ない経費で高い効果を期待できるものについて、市からの委託契約により提案団体が実施する協働制度である。

(1) テーマ提示型委託制度

- 市が提示する特定のテーマに対し、市民活動団体から具体的な企画から実施に至るまでの提案事業を募集する制度。

(2) 自由テーマ型委託制度

- 市民活動団体の専門性などを生かし、自由な発想で提案する市の施策の推進が期待される事業を募集する制度。

2. 委託制度の実施

(1) 提案型委託制度PR (H22.6～)

- ・ 5月 広報たはら5月15日号に掲載(テーマ提示)、市ホームページ掲載
- ・ 6月 広報たはら6月15日号に掲載(自由テーマ)、市ホームページ掲載

(2) 提案募集

① テーマ提示型委託制度 (募集期間 平成22年6月1日～平成22年7月9日)

■募集テーマ1 里山保全を促進する事業

[提案内容] 間伐などの技術講習、チェーンソー講習など
[事業費] 50万円(上限) [担当課] 街づくり推進課

◎応募団体=1団体(たはら里山の会)

[事業名] 里山保全支援事業

[事業概要] 安全講習会(チェーンソー講習)および間伐材の有効利用講習会(キノコ菌打ち体験)の開催を通して、里山保全活動の啓発と事故防止を図る。

[事業費] 497,720円

■募集テーマ2 市民協働の情報交流を促進する事業

[提案内容] インターネットを使った情報提供(必須)、情報誌の制作など
[事業費] 50万円(上限)
[担当課] 市民協働課

●応募団体=なし ⇒ 市の直営(業者委託)を検討中。

② 自由テーマ型委託制度 (募集期間 平成22年7月1日～平成23年8月13日)

●応募団体=なし

(3) 選考方法

① テーマ提示型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・テーマ提示した担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補者を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を締結する。

イ) 協働者の決定

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、市と協働者と委託契約を締結する。
- ・協働者は委託契約に基づき事業を実施する。

② 自由テーマ型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・提案事業のテーマに関係する担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補事業を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を締結する。

イ) 予算措置

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、提案事業を実施するための概略設計・仕様書を作成し事業経費を見積もり、翌年度予算要求に計上する。
- ※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べの場合あり

ウ) 契約締結

- ・事業の協議に基づく仕様書により、市と提案者と委託契約を締結する。
- ・契約者は委託契約に基づき事業を実施する。

(4) 審査会の開催

ア) 審査会

○提案テーマ 「里山保全を促進する事業」

【提案者】 たはら里山の会 会長) 木村春雄 副会長) 本多 稔

【プレゼンテーション】 平成22年7月28日 13時30分～ 市役所200会議室

【審査員】 都市建設部長、都市建設部次長、土木課長、維持管理課長、維持管理課主幹
計5名

【審査方法】 ・提案説明 5分、審査員質疑 5分

・「公共性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の審査項目により審査。

審査通過に当たっては、評価平均点[合計得点÷(審査員人数×項目数)]が3点を超えることが条件

【審査結果】 「採択」(得点3.25点) ※協働候補者の決定

イ) 協議・契約

- ・市と協働候補者により、事業内容、役割分担等について協議した。
- ・平成22年8月11日契約締結

3. 課題・今後の展開等

(1) 課題

- ① 本年度スタートした提案型委託制度であったが、応募はテーマ提示型1件であった。
- ② 想定される応募がなかった原因（市民協働まちづくり事業採択団体へのヒアリング）
 - 周知不足 ○時期・金額といった条件面の不都合 ○団体が行いたいことは既に行われている
 - それぞれの活動で手一杯 ○既に委託業務を受託 ○縛りのきつい委託事業よりも補助制度を選択
 - 委託事業という制限が厳しいイメージがある（実際に県の委託事業はハードルが高かった）
 - 仕事と団体活動の両立は難しい。能力のある人でないと両方がダメになる。

■既存の市民活動団体への委託業務の状況（平成21年度）

	担当課	事業名	受託団体
1	エコエネ	菜の花エコ支援事業	NPO 法人田原菜の花エコネットワーク
2	健康課	栄養改善事業	田原市健康づくり食生活推進協議会
3	農政課	森林植生調査	NPO 法人東三河自然観察会
4	農政課	魚場クリーンアップ	環境ボランティアサークル亀の子隊
5	生涯学習	英会話教室	たはら国際交流協会
6	生涯学習	家庭の日・ロビーコンサート	ロビーコンサート運営スタッフ会ほか
7	生涯学習	田原市検定	NPO 法人たはら本舗

- ③ 委託事業（市が実施すべき事業）と補助事業（団体の責任で行う公益性の高い事業）の判断が難しい。
- ④ 応募のなかったテーマへの対応。行政で実施するのか。延長して募集をかけるのか。実施しないのか。

(2) 今後の展開

- ① 本年度スタートした制度であり、周知が不十分であったことが応募の無かった原因と考えることから、市民活動団体が集まる場所で制度説明をする。まちづくり事業補助金の制度説明会に合わせ、提案型委託制度の説明も行う。
- ② 市の各担当課は、既に市民活動団体に委託している業務もあるが、相手方が限られるものばかりではないため、提案募集により、効果的な事業提案が期待できる。
- ③ 委託事業と補助事業の棲み分けを市民活動団体が判断するのは難しい面もある。提案団体に対し、各担当課が相談に乗れるよう、市職員の協働事業への理解を深める必要がある。
- ④ テーマを提示した担当課は、その事業の実施を必要としているため、応募がない場合の対応として、民間事業者に対する競争入札を実施し、落札者がいない場合は市の直営実施となる。
- ⑤ 新設制度であることから、毎年度、問題点を整理しながら3年間は実施する。その間、協働会議委員や市民活動団体の意見を伺いながら、市の施策の推進が図られる改善を図る。

- 以上 -

平成23年度 市民提案型委託事業応募要領(案)

【自由テーマ型】

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することにより、効果の向上、コストの縮減を図ることを目的としています。

1. 募集するテーマ

当該年度に各担当部署において、市民活動団体との協働による取組みにより効果の向上等が期待される事業についてテーマを示します。

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市が定めるテーマに合致しているもの
- (2) 市内で実施されるもの
- (3) 平成24年2月末までに完了するもの

3. 対象ならない事業

対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 応募団体の要件

- ・ 応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に

該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当部署へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・事業の企画が適切で制度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか

費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・ 課題に対する費用対効果は妥当であるか
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 提案募集

各担当が示す期間

8 応募方法

直接持参、郵送、メール、FAXで提出（提示する期限内必着）

9 提出先

田原市役所 各担当課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

Email：各担当課 FAX（代表） 0531-23-01080

10 スケジュール

- (1) 募集期間（担当課が提示するテーマごと）
- (2) 担当課へのプレゼンテーション※協働候補者決定
- (3) 担当課と協働候補者の協議
- (4) 仕様書作成・契約の締結
- (5) 事業実施（契約の日～翌2月末）
- (6) 事業実績報告の提出
- (7) 委託料の支払い ※事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 制度への問合せ先

田原市役所市民協働課

電話 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

平成23年度 市民提案型委託事業応募要領(案)

【自由テーマ型】

市民提案型委託制度は、行政が実施すべき性質の市民サービスや管理業務などについて、市と効率的な事業を提案した団体が委託契約を結ぶものです。市民協働により事業実施することにより、少ない経費で高い効果を得ることが期待され、一層の市民サービスの向上を目指すものです。市の施策の推進が期待できる事業提案について、事業の担当課と協議を行ない、予算化された事業は、平成24年度に事業実施するものです。

1. 募集する提案事業

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進に期待できるもの

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市の施策が推進される事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 契約の日（平成24年4月以降）から平成25年2月末までに完了する事業

3. 対象にならない事業

対象事業のうち、次の項目に該当する場合は対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4. 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・市の施策を推進する事業であるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか

実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 募集期間

6月1日（水）～8月19日（金）午後5時まで

8 応募方法

直接持参、郵送、メール、FAXで提出（期限内必着）

9 提出先

田原市役所 市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp FAX 0531-23-01080（代表）

10 スケジュール

(1) 募集期間（6月1日～8月19日）

(2) 制度説明会の実施

(3) 担当課へのプレゼンテーション（8月下旬を予定）※協働候補者決定

※市施策への適合、期待される効果、補助事業等との重複、実現の可能性を審査

(4) 担当課と協働候補者の協議（9月中旬）

※協働候補事業について、提案者と担当課において、事業内容、役割分担、必要経費などについて協議

(5) 予算措置（9月下旬～翌年3月）

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。

(6) 契約の締結（翌年4月以降）

※事業の協議に基づく仕様書により、市と提案者は委託契約を締結します。

(7) 事業実施（契約の日～翌々年2月末）

※契約締結後、契約者は、委託契約に基づき事業実施します。

(8) 事業完了報告の提出

(9) 委託料の支払い

※市は、委託契約に基づく事業完了を確認後、契約額を支払います。なお、事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

- (1) 同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、担当課と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。
- (3) 担当課と協働候補者において協議を行ない、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。
- (4) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (5) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所 市民協働課

電話 0531-23-3504 (直通)

FAX 0531-23-0180 (代表)

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市民活動支援センターの運営見直し

市民活動の活性化を図るため、平成19年度に設置した田原市民活動支援センターについて、運営の現状及び課題を踏まえて、平成22年度から運営体制を変更する。

1. これまでの経緯

(1) 設置目的

① 目的及び事業内容

- 市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、幅広い分野で活躍する市民活動団体に対し情報の提供、団体間の交流促進、その他の支援をすることにより、さらなる市民活動の推進を図ることを目的としている。

② 設置場所・設備

- 場所 田原文化会館フリースペース内 約15㎡
- 設備 カウンターテーブル、掲示板、パソコン
※直営に伴いH22より電話（内線）、メールアドレス取得
※ロッカー、印刷機、掲示板等は文化会館管理

(2) 運営状況

- 平成19年度～平成21年度（開設日時：毎週金・土・日曜日 午後2時～7時）
（業務委託）特定非営利活動法人たはら広場
- 平成22年度（開設日時：毎週金・土・日曜日 午後2時～7時）
（市直営）市民活動推進スタッフ、市民協働課職員

2. 相談実績の分析

(1) これまでの相談実績

- 平成19年6月から金・土・日曜日に開設してきた。相談実績は平成20年度を除き金曜日が最も多く、次いで土曜日、日曜日の順となっている。（下記参照）

① 平成19年度

相談総数 50件 ●金曜日 15件 ●土曜日 18件 ●日曜日 13件 ●その他曜日 4件

② 平成20年度

相談総数 113件 ●金曜日 32件 ●土曜日 19件 ●日曜日 26件 ●その他曜日 36件

③ 平成21年度

相談総数 108件 ●金曜日 42件 ●土曜日 24件 ●日曜日 18件 ●その他曜日 24件

④ 平成22年度（※9月末実績）

相談総数 40件 ●金曜日 22件 ●土曜日 14件 ●日曜日 4件 ●その他曜日 0件

⑤ 相談実績累計

相談件数 311件 ●金曜日 111件 ●土曜日 75件 ●日曜日 61件 ●その他曜日 64件

(2) 市民活動団体経験者の声

- 市民活動経験者から、日曜日は各団体それぞれの活動があり、市民活動支援センターを利用する団体は少ないのではないかという意見があった。また、文化会館は月曜休館のため、休館日の翌日は利用者が多いとのことだった。

(3) その他

- 市民活動支援センターは7時まで開設しているが、土曜・日曜日は、図書館の閉館時間が午後5時と早く、それ以降、文化会館利用者は減少している。

【中央図書館の開館時間】

◆火・水・金曜日＝午後7時まで ◆木曜日＝午後8時まで ◆土・日曜日 午後5時まで

3. 他市町の市民活動支援センターの状況

他市が設置する市民活動支援センターにおける相談実績、センターの機能の利用実績を参考とするための調査（曜日別相談件数・センター機能利用頻度・団体登録制度）を実施した。

※調査結果は別表参照

(1) 相談実績（曜日別）

- 調査結果より、火曜日、水曜日、金曜日の相談利用が多く、土曜、日曜の相談が少ない傾向にあった。団体活動は週末が多いことが要因と考えられる。また、曜日別集計をしていないセンターからは、休館日の翌営業日に相談が多い傾向の報告もあった。

(2) センター機能利用実績

- 利用頻度が高い順に、印刷機・コピー機、貸し会議室、フリースペースとなっている。いずれも田原市民活動支援センターの機能としては備わっていないが、田原文化会館の機能として提供可能となっている。

(3) 団体登録制度

- 各市町、団体登録制度を採用している。団体登録をすることによる登録団体への優遇措置としては、センター施設（会議室、フリースペース、印刷機、ロッカー等）利用資格、施設利用の減免、市民活動保険の対象団体等となっている。

4. 運営体制の変更

過去3年間の実績および他市町センターにおける相談実績等を踏まえ、次のとおり体制変更を行う。なお、これについても、状況に応じて改善する。

- ① 設置場所 今年度、既存の設備もあることから、現状の場所とする。
なお、市福祉課が運営補助している社会福祉協議会のボランティアセンター業務について、事業内容等を考慮し、連携の可能性を整理する。
- ② 開設日 「金曜日から日曜日の午後2時から7時：週3日・各日5時間」を
「火曜日・金曜日・土曜日の午後2時から7時：週3日・各日5時間」
とする。
- ③ 変更開始 開始日は、平成22年11月2日（火）からとする。
※変更の周知は、10月1日しみのひろば参加意向調査を郵送する際、
お知らせを同封するとともに、広報たはら10月15日号、市ホームページなどで市民に伝える。
- ④ その他 全庁的な市民活動支援（相談・施設利用）が可能な体制整備を検討する。

－ 以上 －

市民活動支援センターの利用状況

番号	市町村名	担当課室名	担当係名	1位	2位	3位	有	無	登録団体数	措置1	措置2	措置3	登録制度の運用に伴う課題・問題点
1	豊橋市	文化市民部市民協働推進課	協働推進グループ 活動支援グループ コミュニティ推進グループ	印刷機・コピー機	フリースペース	活動相談	○		349	ポータルサイトID 発行	施設利用	情報提供	定期的な団体名簿の更新
2	岡崎市	市民文化部市民協働推進課	市民協働班	印刷機・コピー機	フリースペース	情報コーナー	○		588	施設減免	市民活動保険	助成金申請資格	
3	一宮市	企画部地域ふれあい課	地域自治・NPOグループ	印刷機・コピー機	フリースペース	情報コーナー	○		423	施設利用	情報発信	情報サイト掲載	
4	瀬戸市	交流活力度交流学び課	学び係	講座・研修会	印刷機・コピー機	フリースペース	○		156	—			
5	半田市	企画部市民協働課	市民協働・男女共同参画担当	貸し会議室	印刷機・コピー機	貸しロッカー	○		146	施設利用	情報発信		・社会教育団体等、サークル的活動団体の公益性の判断が難しい ・社協、センター(同一場所に設置)の申請を二重でもらっている
6	碧南市	市民協働部地域協働課	協働推進係	貸し会議室	印刷機・コピー機	貸しロッカー	○		85	市民活動保険	施設利用	施設減免	
7	刈谷市	市民活動部市民協働課	市民協働担当	貸し会議室	印刷機・コピー機	活動相談	○		319	市民活動保険	施設利用	施設減免	
8	豊田市	社会部地域支援課	とよた市民活動センター	貸し会議室	印刷機・コピー機	講座・研修会	○		207	施設減免	施設利用	情報発信	・登録団体の活動を把握するには書面だけでは難しい
9	安城市	市民生活部市民活動課	市民協働係	印刷機・コピー機	フリースペース	活動相談	○		348	施設減免	施設利用		
10	蒲郡市	企画部企画広報課	企画担当	印刷機・コピー機	フリースペース	活動相談	○		75	施設利用			
11	犬山市	生活環境部地域活動推進課	地域活動グループ	貸し会議室	印刷機・コピー機	フリースペース	○		74	施設減免	助成金申請資格		・土・日の相談は少ない。手法は直接来館が多い
12	江南市	経営企画部地域協働課	協働推進グループ	印刷機・コピー機	貸し会議室	情報コーナー	○		130	情報発信			
13	稲沢市	市長公室地域振興課	コミュニティグループ	フリースペース	情報コーナー	印刷機・コピー機	○		84	施設利用	施設減免		・センター利用団体が固定化傾向にあり ・登録団体の大半が社協にも登録
14	東海市	市民協働課	市民活動推進担当	印刷機・コピー機	フリースペース	貸しロッカー	○		86	施設利用	市民活動相談	交流会	・施設利用が登録団体に限定、市民活動の広がりに限界がある ・登録の有効期限が1年。毎年更新手続きが必要
15	知多市	生活環境部市民活動推進課	市民協働チーム	貸し会議室	フリースペース	印刷機・コピー機	○		113	施設利用			・印刷目的の登録団体が増加
16	田原市	市民協働課	市民協働グループ	その他	情報コーナー	印刷機・コピー機		○					
17	東郷町	くらし協働課	協働推進係	フリースペース	その他	印刷機・コピー機	○		99	施設利用			

※施設利用…センターにおける会議室・フリースペース・印刷機等の設備の利用資格

※施設減免…センター設備を利用する際、使用料の減免

※情報発信…広報誌、メールマガジン等による活動情報発信

平成21年度市民活動支援センター相談実績（曜日別集計表）

番号	市町村名	センター名	休館日	曜日							相談件数実績	
				月	火	水	木	金	土	日	1位	2位
1	豊橋市	豊橋市民センター市民活動プラザ	月曜日	休館日	17	27	20	24	12	14	水	金
2	岡崎市	市民活動センター	水曜日	13	21	2	17	9	14	18	火	木
3	一宮市	一宮市市民活動支援センター	木曜・日曜・祝日	587	685	422	休館日	604	454	休館日	火	金
4	豊川市	とよかわボランティア・市民活動センター	年末年始	31	26	28	23	31	0	2	月	金
5	碧南市	碧南市ボランティアサポートプラザ	土曜・日曜・祝日	6	5	9	7	3	6	1	水	木
6	安城市	安城市民活動センター	月曜日	休館日	63	35	41	36	36	13	火	木
7	稲沢市	稲沢市市民活動支援センター	土曜・日曜・祝日	27	28	38	30	23	19	休館日	水	木
8	東海市	東海市立市民活動センター	年末年始	20	4	4	8	9	9	9	月	金・土・日
9	知多市	知多市市民活動センター	祝日（土日を除く）	20	17	25	16	14	4	2	水	月
10	田原市	田原市民活動支援センター	月曜～木曜	4	10	6	4	42	24	18	金	土

田原市社会福祉協議会ボランティアセンター概要

ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動・NPOを「はじめる・ささえる・つなげる」ための活動を行っています。

1 登録制度（平成22年10月19日現在）

- (1) 団体登録数71団体、3,897人
- (2) 個人登録数82人

2 登録団体・個人の支援

- (1) ボランティア活動保険加入助成（1人100円）
- (2) プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー、アンプ等の機器貸出し
- (3) 田原福祉センター
ボランティアルーム、ボランティアルームの収納庫、入口のメールボックス、印刷機、コピー機の利用。印刷機、コピー機の利用は利用者が紙のみ持参。
- (4) あつみライフランド
ボランティアルームの利用。
- (5) 広報誌福祉だより、ホームページ、ブログ「たはらの福祉情報掲示板」においてボランティア団体、イベント情報の提供
- (6) ボランティア・市民活動事業支援助成金
助成率3分の2、3万円を上限に活動助成。募集は年度初め。
- (7) 福祉のつどいにおいてボランティア功労者の表彰

3 登録団体・個人の活性、組織化のために各種講座の実施

- (1) ブログ、ホームページ作成講座
- (2) 団体の活動を活性化する人材マネジメント講座
- (3) 魅力的なチラシ作成講座
- (4) 要約筆記講座
- (5) 手話入門講座
- (6) 傾聴ボランティア講座
- (7) レクリエーション講座
- (8) ボランティアはじめて講座
- (9) 男の料理教室

4 福祉教育

市内学校（小・中・高校 合計30校）にて、ボランティアとの交流を通じた福祉教育（人間教育）の実施。

中核を担う団体への支援状況

1. 中核を担う団体の定義

各分野において、母体となるような組織であり、各種情報提供、人材育成、団体間の連携やネットワーク化、それに伴う事業実施を目的とした組織。市内の活動団体や個人の先導となり行政との橋渡し役が期待される組織。

2. 中核団体への支援の状況

(1) たはら国際交流協会（TIA）

(目的)

国際化時代に対応し、会員のボランティア活動を通して、地域住民の国際交流及び意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

- ・国際交流に関すること
- ・国際交流意識の高揚に関すること
- ・多文化共生に関すること
- ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること など

(登録数)

- ・法人会員 32 社
- ・団体会員 17 団体
- ・個人会員 117 名

(支援)

事業費補助（補助率 1/2 以内） 3,600 千円

協会職員人件費補助（常勤職員 1 人、臨時職員 1 人） 3,191 千円

- ❖ 田原市の国際交流活動を担うボランティア団体「たはら国際交流協会」へ事業費補助を行い、民間主体の交流事業の推進を測っている。
- ❖ 事務局強化のため、TIA 職員の人件費を補助している。
- ❖ 市民・市民活動団体との協働体制を確立するため、事務所移転に伴う経費を負担した。

(2) 社会教育団体連絡協議会

(目的)

田原市内の社会教育に関する機関及び各種団体等の相互の連携と事務局体制の整備を行い、団体組織活動の充実と発展に資することにより、社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- ・関係団体相互の連携の推進に関すること
- ・協議会を設ける団体等及びその団体等を構成する組織の事務の援助に関すること
- ・社会教育団体等の育成に関すること
- ・社会教育の振興に関する方策の調査及び研究に関すること
- ・田原市及び田原市教育委員会が行う社会教育関係事業その他諸施策に協力すること など

(登録数)

- ・9 団体（文協、体協、スポ少、PTA、老人クラブ、楽友協会、ANN、子ども会、JC）

(支援)

運営費補助（人件費 2/3 以内・事務費 1/3 以内） 1,467 千円

- ❖ 社会教育関係団体の相互の連携、団体活動の充実及び発展のため、経費の一部を補助している。

① 田原市文化協会

(目的)

市民の文化高揚に寄与することを目的としている。

(事業)

- ・文化に関する研究会、講演会、鑑賞会、展示会などを開催する
- ・芸術文化の普及向上と、市民のふれあいを深めるため文化祭等を開催する
- ・機関紙の発行
- ・各所属団体主催事業への共催、後援

(登録数)

- ・普通会員 132 団体・2,378 名

(支援)

運営補助（事業経費 1/2 以内） 1,250 千円

- ❖文化の振興を図るため、文化協会活動の運営費の一部を補助している。また、文化意識の向上、文化人口の拡大のため、「春の文協まつり」「文化祭」「文化教室」の開催を委託している。

② 田原市体育協会

(目的)

スポーツ技術の向上及びレクリエーション競技の普及に努め、市民の親睦と心身の向上に寄与することを目的としている。

(事業)

- ・加入団体の強化発展とスポーツに関する諸団体との連携を図る
- ・スポーツ大会、講習会等各種行事を実施する
- ・県及び市の実施する市民体力向上に関する諸事業に協力する
- ・スポーツに関する施設の充実及び改善に対する意見を具申する
- ・市民の誰もが生涯にわたり、スポーツに携わる団体及び環境を整備する

(登録数)

- ・登録団体 26 団体（各競技協会） 4,748 名

(支援)

運営費補助（事業経費 1/2 以内・愛知スポレク補助事業 2/3 以内） 2,335 千円

- ❖スポーツ振興のため体育協会へ支援を行い、委託事業（スポーツ教室・スポーツフェスティバル）への参加を通じて市民のスポーツに対する高揚を図った。

③ 田原市スポーツ少年団

(目的)

市内のスポーツ少年団を育成指導し、スポーツ少年団の健全な発展を図ることを目的としている。

(事業)

- ・各地区スポーツ少年団活動の育成と連携
- ・スポーツ少年団指導者の育成
- ・スポーツ少年団活動の援助
- ・スポーツ少年団の全市的事業の実施
- ・市外スポーツ少年団との交流及び関係機関団体等との連携
- ・機関紙、新聞等の発行等広報活動 など

(登録数)

- ・スポーツ少年団数 10 団 795 名

(支援)

運営費補助（事業経費 1/2 以内） 810 千円

❖ スポーツ少年団の発展のため、指導者育成、活動の支援を行い団体の育成を図る。

④ 田原市子ども会連絡協議会

（目的）

子ども会の組織化によって、子ども会活動の活発化を図り、もって健全なる子ども会の育成に寄与することを目的としている。

（事業）

- ・子ども会相互の連絡調整
- ・子ども会指導者など、篤志奉仕者の発見と養成
- ・子ども会運営のために必要な研究、講演会の開催
- ・子供化相互の友好、親睦の増進
- ・子ども会活動に関する情報、資料の収集及び交換
- ・各種団体との協力及び連絡調整

（登録数）

- ・子ども会数 112 団体 3,670 名

（支援）

運営費補助（事業費に対し定額（予算の範囲内）） 787 千円

❖ 子ども会活動が円滑に運営され、また、この活動を通して、子ども会会員相互の集団意識の向上、自主性・社会性等を身につけることを目的として、市子連の活動に要する経費の補助している。

⑤ 田原市老人クラブ連合会

（目的）

田原市内各老人クラブの連絡を密にし、相互の親睦、発展を図り、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする。

（事業）

- ・田原市内各老人クラブとの連絡調整
- ・老人クラブ活動に関する調査研究
- ・老人福祉増進に関する施策の推進
- ・関係団体との連絡協調 など

（登録数）

- ・老人クラブ数 147 クラブ 14,779 名

（支援）

運営費補助（240 千円＋会員×90 円・事業費 240 千円以内） 1,708 千円

※地区老人クラブへの個別補助あり

❖ 高齢者の生きがい作りのための老人クラブ活動を充実、活性化させ、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、その活動に対し補助している。

(3) 田原市社会福祉協議会ボランティアセンター

（目的）

地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動に対する助成と必要な連絡調整を行うことを目的としている。

（事業）

- ・ボランティア活動に関する調査・研究
- ・ボランティア活動に関する啓発・普及
- ・ボランティア団体等の育成・援助
- ・ボランティア活動の関する連絡・調整 など

(登録数)

- ・登録団体数 72 団体
- ・登録個人数 89 名

(支援)

事業費補助（事業費に対し定額）※人件費含む 5,000 千円

- ❖市内のボランティアグループの活動支援のため、田原市社会福祉協議会が設置したボランティアセンターに運営に対し補助している。

3. 支援のあり方

市では、市の施策を推進する活動を行っている各種団体に対し、必要に応じて、その運営及び事業に対して補助している。

中核団体として位置づけられる組織は、それぞれの目的の達成に向け、市内の関係団体との連携を図るため連絡調整機能を持つ、その活動分野における事務局的な役割を果たしていると考ええる。

このような中核団体と位置づけられる組織に対して、市は運営費や人件費についても補助対象としており、各分野における包括的な役割、行政との橋渡し役としての機能を期待している。

一方、中核団体がカバーできない分野に対しては、個別の事業に対し補助の必要性の判断を行っており、これまで支援されていない活動であれば、まちづくり事業補助金制度を活用し、審査会において決定されることとなる。

中核組織が確立されている分野において、中核組織には自分たちで解決していくシステムがあり、市民活動支援センターに相談に来ることはないと考ええる。

現在、市民活動団体の連合組織として、「あつみNPOネットワーク」や「しみんのひろば」があるが、全市をカバーする組織とはなっていない。今後、市民活動団体の声を包括するような中核的な役割を果たすことはできないだろうか。